

## 参考資料

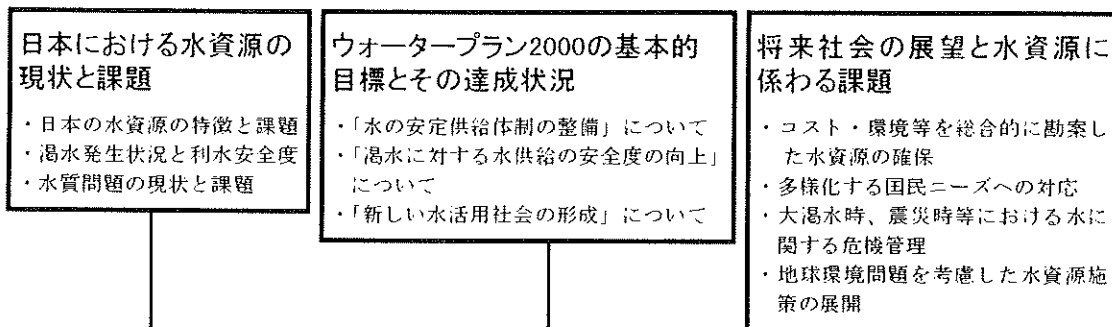
参考資料－1	新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）の概要.....	42
参考資料－2	新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）のポイント.....	43
参考図－1	都市用水の需要量・供給量（全国計）.....	44
参考表－1	国が基本基金の造成に助成した水源地域対策基金の活動状況....	45
参考表－2	国が基本基金の造成に助成した水源地域対策基金の概要.....	46
参考図－2	水源地域対策特別措置法の概要.....	49
参考表－3	水源地域整備計画で実施しうる事業.....	50
参考表－4	水特法に基づく地域活性化のための税制等の特例措置.....	51
参考図－3	水特法に基づく指定ダム位置図.....	52
参考表－5	水特法に基づくダム指定及び水源地域整備計画の決定状況.....	53
参考表－6	水源地域対策特別措置法の制定及び改正の沿革.....	54
参考表－7	琵琶総と水特法の比較.....	55
参考表－8	電源三法と水特法の比較.....	56
参考表－9	琵琶総・水特法と電源三法の比較.....	57
参考表－10	広義の水源地域における主な振興施策の概要.....	58
参考表－11	過疎対策の変遷.....	60
参考表－12	山村対策の変遷.....	62
参考表－13	水道料金を活用した水源保全の事例.....	63
参考表－14	体験学習に関する文部省を中心とする取り組みの状況.....	65
参考表－15	水源地域における体験学習の実施事例.....	66
参考図－4	水源地域における体験学習の実施事例位置図.....	68

参考資料—1 新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）の概要

I. 新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）（目標年次：平成22～27（2010～2015）年）の課題と基本的目標

計画の課題

21世紀の持続的水活用社会の形成 ーいつでもいつまでも瑞々しい国土を目指してー



持続的発展が可能な水活用社会の構築に向けた基本的目標

【 健全な水循環系の構築 】

持続的水利用システムの構築

水環境の保全と整備

水文化の回復と育成

II. 持続的水活用社会の形成に向けた 施策の展開

基本的目標に向けた施策の展開

持続的水利用システム構築に向けた施策の展開

- 水利用の安定性の評価とその確保
- 水に関する危機対策
- 良質の水の確保
- 水資源とエネルギー消費
- 水資源開発と環境保全

水環境の保全と整備に向けた施策の展開

- 水辺環境、自然との共生
- 水源保全、水源かん養
- 湧水・地下水の保全
- 環境用水の確保

水文化の回復と育成に向けた施策の展開

- 水を通じた地域連携の推進
- 水文化の回復・保全
- 新しい水文化の兆し

計画実施上の留意点

1. 地域別計画の重要性
2. 参加と連携
3. 研究技術開発の推進
4. 国際協力

## 参考資料—2 新しい全国総合水資源計画（ウォータープラン21）のポイント

持続的発展が可能な水活用社会の構築に向けて(ビジョン提示)

21世紀を迎えるに当たり、健全な水循環系の確立に向けて、

「持続的水利用システムの構築」、「水環境の保全と整備」、「水文化の回復と育成」を基本的目標に、施策の展開を提示。

### 1. 持続的水利用システムの構築(安全な水を安定的に利用)

(1) 水利用の安定性(利水安全度を考慮した需給バランス)の適正評価が重要。

○水資源の安定的な供給可能量は降水量により変化。

→近年の降水状況等を踏まえ、水資源賦存量(都市用水)、有効雨量(農業用水)から検討。

○現状及び将来の水利用の安定性(全国を14ブロックに分割し、概観)。

→現状(平成7年)および目標年次(平成22年から27年)について評価。

→全国計では、目標年次において、水不足の年(おおむね10年に1回程度発生する渇水の年)でも、水利用の安定性の確保は可能と推計。

(現在予定されている水資源開発施設の建設等が全て見通しどおりに進むことを前提。)

(2) 水利用の安定性の確保に向けて、供給サイド・需要サイド双方の多様な施策を推進。

○渇水対応の弾力性に留意しつつ、地域の実状を踏まえた総合的な施策の展開が重要。

(3) 水に関する危機管理施策の充実。

(4) 用途や役割に応じた水質の確保が重要。

### 2. 水環境の保全と整備(水の有する多面的な機能の発揮)

(1) 環境用水の確保等により、潤いのある水辺空間を創出。

(2) 水環境への負荷の軽減、水源・地下水の保全等により、水量と水質を確保。

### 3. 水文化の回復と育成(人と水とのつながりの再認識)

(1) 水を介した地域の交流・連携を推進。

(2) 国民の主体的な参加が重要。

#### 計画実施上の留意点

○実際の水利用の安定性は、同一ブロック内であっても、地域や流域によって相異。

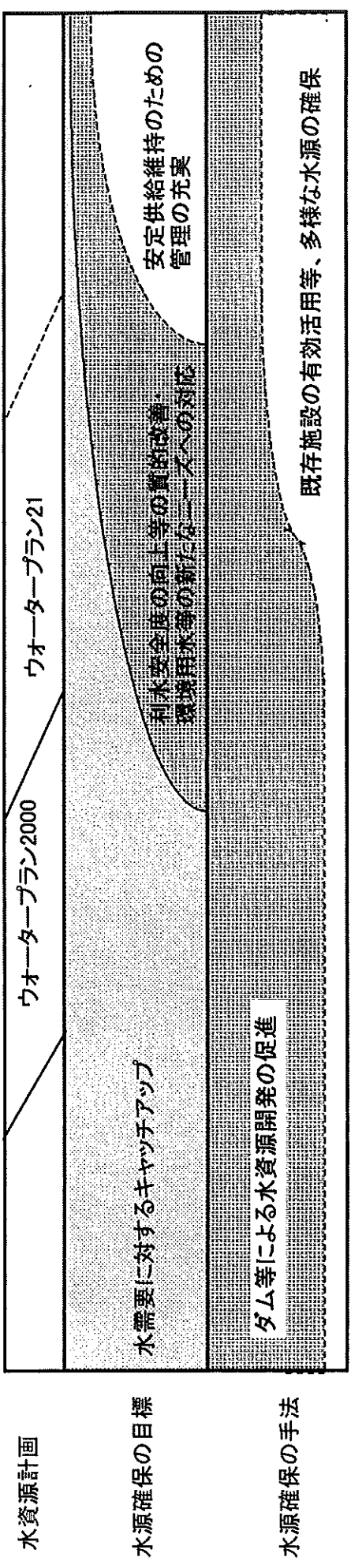
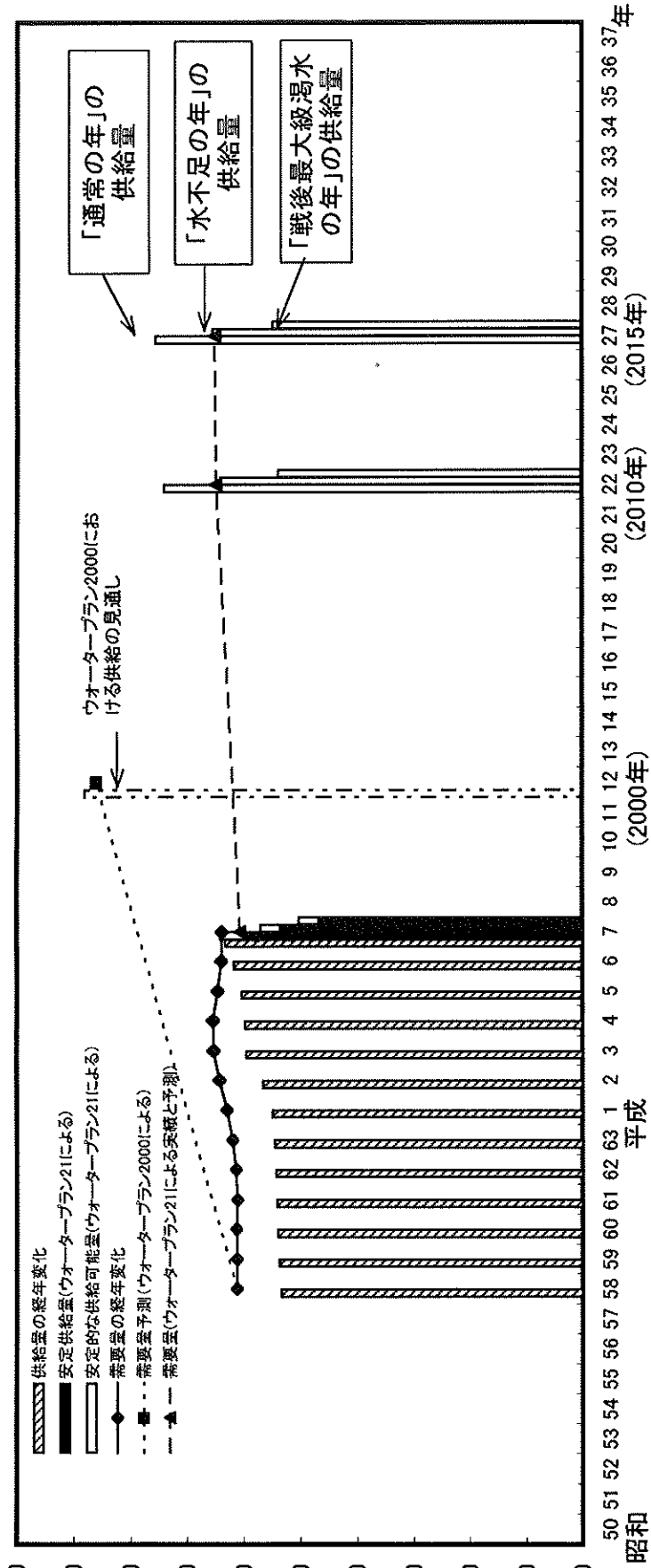
→本計画の考え方を踏まえ、地域がその実状や特性に応じた計画を策定することが重要。

○計画策定に当たっては、住民、利水者、行政等の参加と連携が重要。

→水資源に関する情報の公開、提供とともに様々な支援措置が必要。

参考図一 1 都市用水の需要量・供給量(全国計)

需要量・供給量  
単位:億m<sup>3</sup>/年



参考表-1 国が基本基金の造成に助成した水源地域対策基金の活動状況

基金名	活動状況			10年度事業費 (百万円)
	対象ダム等名	採択年度	10年度事業内容等	
(財)利根川・荒川水源地域対策基金	滝沢ダム	52	生活相談員の設置等への助成等	4
	ハツ場ダム	62	代替不動産取得資金の利子補給	38
	湯西川ダム	4	生活相談員の設置等への助成等 代替不動産取得資金の利子補給	67
	戸倉ダム	5	地域振興対策事業等への助成 地域振興対策事業への助成 調査等	202 1 計 312
(財)木曾三川水源地域対策基金	長良川河口堰	58	地域振興対策事業への助成	43 計 43
(財)淀川水源地域対策基金	比奈知ダム	61	地域振興対策事業への助成	6
	川上ダム	9	代替不動産取得資金の利子補給、地域振興対策事業、生活相談員の設置への助成 調査等	14 8 計 28
(財)筑後川水源地域対策基金	大山ダム	4	水源林の復旧事業等への助成 調査等	60 3 計 63
(財)吉野川水源地域対策基金	早明浦ダム	63	水源地域整備事業への助成	7
	池田ダム	2	水源地域整備事業への助成 調査等	1 7 計 15
(財)豊川水源基金	大島ダム	3	水源地域対策事業への助成 (生活再建対策・地域振興対策事業等)	588
	設楽ダム	9	水源地域対策事業への助成 (道路事業等)	26
			水源林地域対策事業への助成 (森林整備、作業路新設)	54 計 668
(財)紀の川水源地域対策基金	紀伊丹生川ダム	5	地域振興対策事業(道路事業)への助成	50 計 50
(財)矢作川水源基金			水源林地域対策事業への助成 (森林整備、作業路新設) 調査等	53 2 計 55

(注) 国土庁調べ(平成11年4月1日現在)

: 水特法対象ダム

参考表一 2 国が基本基金の造成に助成した水源地域対策基金の概要 (1)

事項 基金	事業内容	設立許可 年月日	構成団体	基本財産	基本基金	事業費
(財) 利根川・ 荒川水源 地域対策 基金	1. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産所得等の生活再建対策に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興等に必要措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興等に必要調査及びその受託 4. その他基金の目的を達成するために必要な事業	S51.12.22	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市	1,020千円 (1都5県が均等負担)	1,000,064千円 (51～53年度の3カ年で造成平成5年度～9年度に500百万追加造成、国はその1/2を補助、残りは1都5県が均等負担)	9年度 434百万円 10年度 312百万円 11年度 (予算) 634百万円
(財) 木曾三川 水源地域 対策基金		S52.9.27	岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市	1,150千円 (3県及び関係市等)	300,000千円 (52,53年度で造成し、国はその1/2を補助、残り3県1市が均等負担)	9年度 34百万円 10年度 43百万円 11年度 (予算) 317百万円
(財) 淀川水源 地域対策 基金		S55.3.21	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 京都市 大阪市 神戸市	1,008千円 (2府4県3市が均等負担)	500,020千円 (54～56年度の3カ年で造成し、国はその1/2を補助、残りは2府4県3市が均等負担)	9年度 153百万円 10年度 28百万円 11年度 (予算) 14百万円
(財) 筑後川水 源地域 対策基 金		S57.7.5	福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 北九州市 福岡市	1,020千円 (4県2市が均等負担)	500,007千円 (57～59年度の3カ年で造成し、国はその1/2を補助、残りは福岡県1.8/6、佐賀県1/6、熊本県0.4/6、大分県0.8/6、北九州市1/6、福岡市1/6の割合で負担)	9年度 213百万円 10年度 63百万円 11年度 (予算) 69百万円
(財) 吉野川水 源地域 対策基 金		S61.3.13	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	1,000千円 (4県が均等負担)	300,000千円 (60～62年度の3カ年で造成し、国はその1/2を補助、残りは徳島県1/6、香川県3/6、愛媛県1/6、高知県1/6の割合で負担)	9年度 18百万円 10年度 15百万円 11年度 (予算) 18百万円

参考表一2 国が基本基金の造成に助成した水源地域対策基金の概要(2)

事項 基金	事業内容	設立許可 年月日	構成団体	基本財産	基本基金	事業費
(財) 豊川水源基 金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係市町村が講ずる水源林対策及び水源林地域の一般振興対策に対する助成</li> <li>2. 関係市町村が講ずる水没関係住民の生活再建対策に対する助成</li> <li>3. 関係市町村が講ずる水源地域の整備及び振興に対する助成</li> <li>4. 水源林の取得事業</li> <li>5. 水源林地域対策及び水源地域対策の実施に必要な調査研究事業</li> <li>6. その他基金の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	S52.12.17 (県許可) S56.1.7 (国変更認可)	愛知県 豊橋市外 17市町村	510,350千円 (愛知県及び 関係市町村 等)	300,000千円 (55年度に75百万円造成、国庫補助1/3、平成3年度及び4年度に100百万円追加造成、平成5年度に25百万円追加造成)	9年度 611百万円 10年度 668百万円 11年度 (予算) 538百万円
(財) 紀の川水源 地域対策基 金	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産所得等の生活再建対策に必要な措置に対する資金</li> <li>2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興等に必要措置に対する資金の貸付け、交付等の援助</li> <li>3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興等に必要調査及びその受託</li> <li>4. その他基金の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>	S63.11.21	大阪府 奈良県 和歌山県	1,002千円 (1府2県が 均等負担)	250,004千円 (63年度、元年度に造成、国庫補助は63年度に50百万円、残り1府2県均等負担)	9年度 100百万円 10年度 50百万円 11年度 (予算) 50百万円

参考表一 2 国が基本基金の造成に助成した水源地域対策基金の概要 (3)

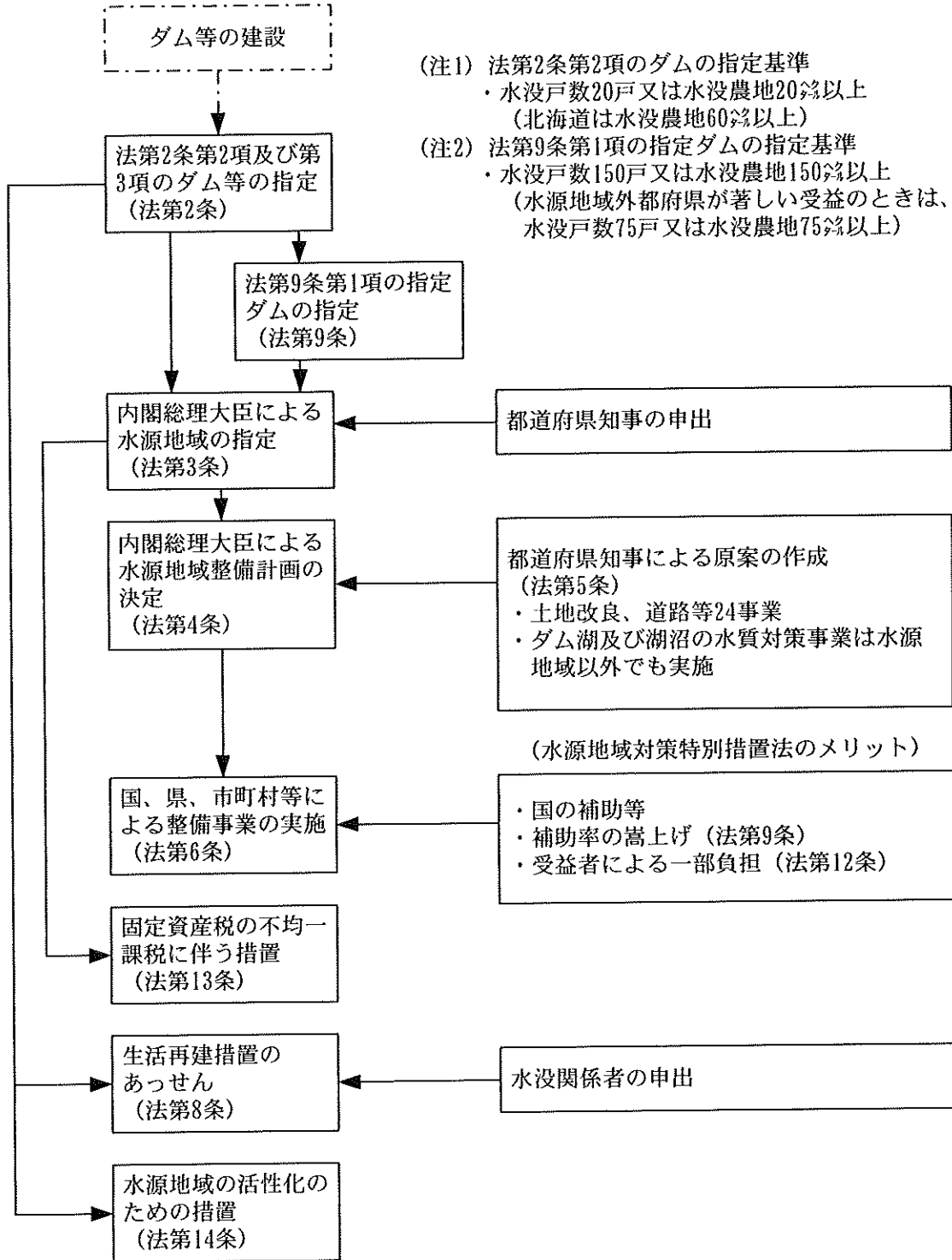
事項 基金	事業内容	設立許可 年月日	構成団体	基本財産	基本基金	事業費
(財) 矢作川水源 基金	1. 関係市町村が講ずる水 源林対策及び水源隣地域 の一般振興対策に対する 助成 2. 関係市町村が講ずる水 没関係住民の生活再建対 策に対する助成 3. 関係市町村が講ずる水 源地域の整備及び振興に 対する助成 4. 水源林の取得事業 5. 水源林地域対策及び水 源地域対策の実施に必要 な調査研究事業 6. その他基金の目的を達 成するために必要な事業	S53.2.10 (県許可) S56.1.7 (国変更 認可)	愛知県 岡崎市外 19市町村	511,295千円 (愛知県及び 関係市町村 等)	75,000千円 (55年度には造成、国庫補 助 1/3、残りは関係地方共 団体負担)	9年度 51百万円 10年度 55百万円 11年度 (予算) 41百万円

- (注) 1. 国土庁調べ (平成11年4月1日現在)  
 2. (財) 豊川水源基金は、昭和56年1月に指定水系以外で国の認可を得ているが、当基金の活動範囲とする豊川水系は平成2年2月に指定水系として指定された。  
 3. 事業費については、ダム別の負担割合等に応じて、各年度毎に各基金の設立団体が負担している。  
 4. 基本基金とは、業務の円滑な運用に資するため、国が補助を行っていている基金において、国庫補助に係る基本財産部分をいい、基本基金とすることを指定して都府県から出捐された財産及び国から補助された財産をいう。



《水源地域対策特別措置法の目的》

水源地域の生活環境、産業基盤等の計画的な整備あわせてダム貯水池の水質の汚濁の防止等により、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与する。



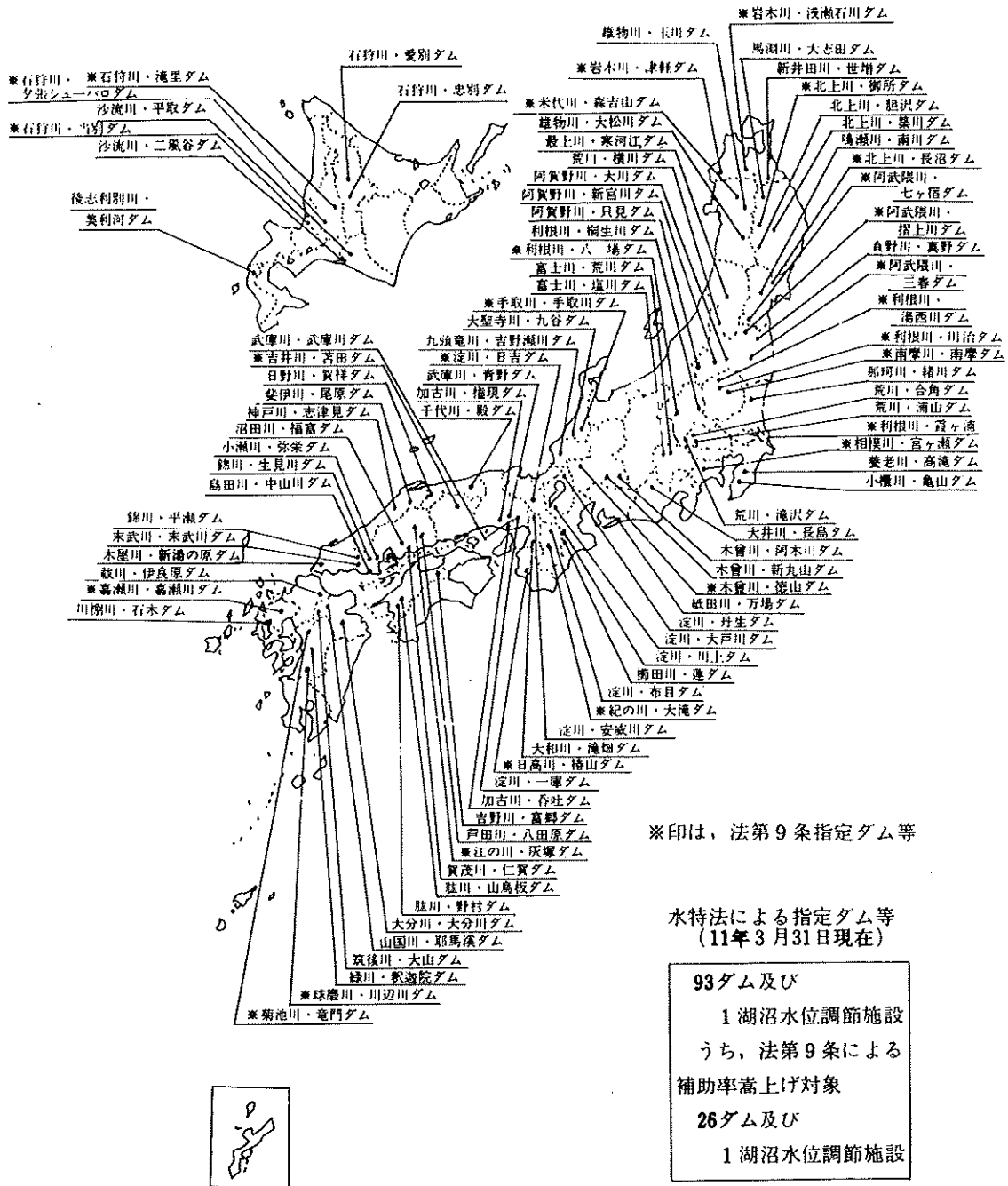
参考図－2 水源地域対策特別措置法の概要

参考表－3 水源地域整備計画で実施しうる事業

指定ダムに係る整備事業	指定湖沼水位調節施設に係る整備事業
<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 土地改良事業*</li> <li>2) 治山事業*</li> <li>3) 治水事業*</li> <li>4) 道路の整備に関する事業*</li> <li>5) 簡易水道の整備に関する事業*</li> <li>6) 下水道の整備に関する事業</li> <li>7) 義務教育施設の整備に関する事業*</li> <li>8) 診療所の整備に関する事業*</li> <li>9) 宅地造成の事業</li> <li>10) 公営住宅の整備に関する事業</li> <li>11) 林道の整備に関する事業</li> <li>12) 造林の事業</li> <li>13) 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設の整備に関する事業</li> <li>14) 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業</li> <li>15) 公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る。）の保存及び活用のための施設の整備に関する事業</li> <li>16) スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業</li> <li>17) 保育所、児童館又は児童遊園の整備に関する事業</li> <li>18) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に関する事業</li> <li>19) 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第10条の4第1項第2号又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項第2号に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設の整備に関する事業</li> <li>20) 有線放送電話業務の用に供する施設又は無線電話の整備に関する事業</li> <li>21) 消防施設の整備に関する事業</li> <li>22) 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業</li> <li>23) し尿処理施設の整備に関する事業</li> <li>24) ごみ処理施設の整備に関する事業</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 土地改良事業*</li> <li>2) 河川の整備に関する事業*</li> <li>3) 下水道の整備に関する事業</li> <li>4) 漁港の整備に関する事業</li> <li>5) 水産資源の保護培養又は開発のための事業</li> <li>6) 水産物の流通の施設の整備に関する事業</li> <li>7) 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業</li> <li>8) 簡易水道の整備に関する事業</li> <li>9) 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業</li> <li>10) し尿処理施設の整備に関する事業</li> <li>11) ごみ処理施設の整備に関する事業</li> </ol> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>*は水特法第9条による補助率嵩上げ対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●18) 「又は……」以下は高齢者生活福祉センターを表す</li> <li>●19) は地域福祉センターを表す</li> </ul> </div>

参考表－4 水特法に基づく地域活性化のための税制等の特例措置

措置	対象	内容
固定資産税の不 均一課税に伴 う減収補填措 置	基準財政収入額を基準財 政需要額で除して得た数 値を合算したものの1/3の 数値が0.72未満の水源地 域に係る市町村	水特法に基づく水源地域内に立地 する製造業及び旅館業について、 新增設した家屋及び償却資産、敷 地に対する不均一課税を行った場 合、減収額について3カ年地方交 付税で補填する
特別土地保有 税の非課税措 置	水特法に基づく水源地域 内の製造業及び旅館業	適用期間内に水特法に基づく水源 地域内において製造業及び旅館業 の設備を新增設した場合、その土 地について特別土地保有税を非課 税とする
所得税、法人 税の特別償却 制度	水特法に基づく水源地域 内の製造業及び旅館業	適用期間内に水特法に基づく水源 地域内において製造業用の機械及 び装置、建物並びに旅館業用の建 物等を新增設した場合、それらに ついて所得税、法人税の特別償却 を認める



参考図-3 水特法に基づく指定ダム位置図



参考表－6 水源地域対策特別措置法の制定及び改正の沿革

年代	沿革
昭和30年代	ダム建設に伴う周辺地域の整備について、関係各方面から要望がだされる
昭和41年	公共用地審議会答申において、大規模なダム等の建設に伴う関連公共事業や水没関係住民の生活再建措置の実施の必要性が盛り込まれる 大分県が「水源地域開発法（仮称）要綱試案」を作成し、公共用地審議会の答申を添えてその立法化を要望
昭和43年	行政監察において、同様の趣旨の内容が盛り込まれる
昭和47年	衆参両院において河川法の一部を改正する法律案に対する「水源地域住民の生活再建地域の公共施設の再建整備に対し適切な措置を講ずること」という趣旨の付帯決議 「琵琶湖総合開発特別措置法」の成立を契機として全国知事会が「水源地域対策特別制度の創設に関する要望」を提出
昭和48年	10月17日水特法制定
昭和49年	4月11日水特法施行
昭和53年	水特法施行令を改正し水源地域整備事業の範囲を拡大
平成6年	法目的にダム貯水池の水質の汚濁の防止を追加、施行令に水質関連施設の整備事業を追加、固定資産税の不均一課税に伴う措置を追加
平成7年	高齢者等の福祉関連施設を整備事業に追加
平成8年	特別土地保有税の非課税措置を創設
平成9年	所得税、法人税の特別償却制度を創設

参考表－7 琵琶総と水特法の比較

項目	琵琶総	水特法
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「琵琶湖の自然環境の保全と汚濁した水質の回復」「その水資源の利用」「関係住民の福祉とをあわせ増進」「近畿圏の健全な発展に寄与すること」が目的として示されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「関係住民の生活の安定と福祉の向上」「ダム及び湖沼水位調節施設の建設の促進」「水資源の開発と国土の保全」が目的として示されている</li> </ul>
地域指定の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖のみを対象としているため特に地域指定の要件は規定されていない</li> <li>・琵琶湖総合整備事業の対象は、滋賀県全域（琵琶湖流域にはない信楽町を除く）に及んでいる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅20戸以上、又は農地20ha以上水没することが指定ダムの要件</li> <li>・水没地域を含む大字単位が水源地域として指定される</li> </ul>
財源の担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶湖総合整備事業の費用の担保として、第8条にさるおける「国庫補助率のかけ上げ」と第11条において「下流負担」を規定している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶総第8条は水特法第9条に、琵琶総第11条は水特法第12条として、ほぼ同じ考え方が適用されている</li> </ul>
税制上の優遇措置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・琵琶総には特に優遇措置がない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活性化に資する製造業及び旅館業に対する固定資産税の不均一課税に伴う減収補填措置が第13条に規定されている</li> <li>・国及び地方公共団体は、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨の規定（法第14条）に基づき、特別土地保有税の非課税措置、所得税、法人税の特別償却制度を実施している</li> </ul>
基金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施後の維持管理などのために、琵琶湖管理基金の設立が第12条に規定されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水特法には基金に関する規定はないが、流域単位の水源地域対策基金が設立され、水特法に基づく措置を補完している</li> </ul>

参考表－8 電源三法と水特法の比較

項目	水特法	電源三法
財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には各省の補助事業によっている</li> <li>・ 一部のダムに対しては補助金のかさ上げがあり、また、12条負担により下流受益自治体等の負担が認められている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気事業者より徴収される電源開発促進税を財源とする特別会計からの交付金を財源とする</li> <li>・ 電源開発促進税は、電気事業者の販売電力に比例して徴収されている</li> </ul>
事業、交付金の規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 整備計画の規模、12条負担額は、水源地域ごとの協議の結果として決定される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源立地促進対策交付金は、発電施設の種類、規模に応じて決められている</li> </ul>
事業、交付金の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的にはダムの完成までに整備計画の事業は完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発電用施設の設置工事が開始される年度から運転開始して5年後まで</li> </ul>
整備計画の対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水没地域の大字が基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設が立地する市町村、隣接市町村、場合によっては隣隣接市町村まで含まれる</li> </ul>



参考表－9 琵琶総・水特法と電源三法の比較

項目	琵琶総・水特法	電源三法
財源の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法案の作成の段階で、総合開発事業の財源として、「国庫補助率のかさ上げ」と「下流負担」以外に議論された形跡は見られない</li> <li>・水特法においては、琵琶総のフレームをそのまま継承している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初の法律案では、琵琶総と同じく、地域整備事業に要する費用については、電気事業者による負担であったが、法案は修正され最終的には、電源開発促進税が創設された。</li> <li>・新税の創設に当たり、通常の手続き（政府の税制調査会における審議）を経ないで、法案が国会で審議された</li> </ul>
事業主体と費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「琵琶総における事業主体」と「費用負担させうる淀川下流の受益府県市等」は通常同一ではない</li> <li>・琵琶総が検討された時点では、新税創設というアイデアはなかったが、仮に提案されたとしても下流受益者の同意を得ることが困難だったと想像される</li> <li>・水特法においては、琵琶総のフレームをそのまま継承している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域整備事業により立地が促進される発電用施設の事業者」と「地域整備事業の財源を負担する者（電気事業者）」は、通常同一である</li> <li>・このため、新税創設への同意が得やすかったと考えられる</li> </ul>

参考表 1-10 広義の水源地域における主な振興施策の概要 (1)

項目	要件	水源地対策特別措置法 (湖沼水位調節施設を除く)	過疎地域活性化特別措置法	山村振興法	特定農山村法
目的		<p>ダムの建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、または湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてダムの建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与する。(1条)</p>	<p>人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図り、もつて住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与する。(1条)</p>	<p>国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等に重要な役割を担っている山村が産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある実状にかんがみ、山村振興の目標を明らかにし、これに基づき事業の円滑な実施に關し必要な措置を講ずることにより、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与する。(1条)</p>	<p>特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしながら、農林業その他の事業の活性化のための基礎の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もつて豊で住みよい農山村の育成に寄与する。(1条)</p>
指定地域の要件		<p>・指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域内に含む市町村のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると思われる地域(3条)</p>	<p>・人口減少率、高齢化率、若年人口比率に関する要件に該当し、かつ財政力指数に関する要件に該当する地域(2条)</p>	<p>・林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地その他の地域(2条)</p>	<p>・地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当する地域(2条)</p>
整備計画	市町村単位(大字単位)	<p>水源地域整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良事業</li> <li>・治山事業</li> <li>・治水事業</li> <li>・道路の整備に関する事業</li> <li>・簡易水道の整備に関する事業</li> <li>・下水道の整備に関する事業</li> <li>・義務教育施設の整備に関する事業</li> <li>・診療所の整備に関する事業</li> <li>・宅地造成の事業</li> <li>・公営住宅の整備に関する事業</li> <li>・林道の整備に関する事業</li> <li>・造林の事業</li> <li>・農業(畜産業を含む)、林業または漁業の経営の近代化の共同利用施設の整備に関する事業</li> <li>・自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業</li> <li>・公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財の保存及び活用のための施設の整備に関する事業</li> <li>・ほづつ又はわたりエーゴンの用に供する施設の整備に関する事業</li> <li>・保育所、児童館又は児童遊園の整備に関する事業</li> <li>・老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人福祉法に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に関する事業</li> <li>・高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法又は身体障害者福祉法に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設の整備に関する事業</li> <li>・有線放送電話業務の用に供する施設又は無線電話の整備に関する事業</li> <li>・消防施設の整備に関する事業</li> <li>・畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業</li> <li>・し尿処理施設の整備に関する事業</li> <li>・ごみ処理施設の整備に関する事業</li> </ul>	<p>市町村単位(2条)</p> <p>市町村過疎地域活性化計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の活性化の基本的方針に関する事項</li> <li>・農林水産業、商工業その他の産業の振興及び観光の振興に関する事項</li> <li>・交通通信体系の整備に関する事項</li> <li>・生活環境の整備に関する事項</li> <li>・高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項</li> <li>・医療の確保に関する事項</li> <li>・教育及び文化の振興に関する事項</li> <li>・集落の整備に関する事項</li> <li>・その他、地域の活性化に關し市町村が必要と認める事項</li> </ul>	<p>市町村単位</p> <p>山村振興計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発等産業の振興のための施策に関する事項</li> <li>・医療の確保、生活改善及び労働条件の改善のための施策に関する事項</li> <li>・施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する事項</li> </ul>	<p>市町村単位</p> <p>農林業等活性化基盤整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特産物に関する試験研究施設、研修施設、生産施設、加工施設、展示施設及び販売施設</li> <li>・都市等との地域間交流を図るために設置される施設(農林業体験施設、教養文化施設、スポーツ又はレクリエーション施設、休養施設、宿泊施設)</li> <li>・その他地域における就業機会の増大に寄与すると認められる施設(工業、商業施設)</li> </ul>

参考表 1-10 広義の水源地域における主な振興施策の概要 (2)

項目	水源地対策特別措置法 (湖沼水位調節施設を除く)	過疎地域活性化特別措置法	山村振興法	特定農山村法
財政特別	<ul style="list-style-type: none"> <li>9条で規定する要件に該当する指定ダムで政令で指定するものの建設に對する整備事業のうち、別表第一に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に對する国の負担又は補助の割合には特別がある。ただし、他の法令でより高い国の負担割合が定められている際にはそちらを適用し、政令で必要な割合を定めることのできる (9条)</li> <li>(別表第一の内容)</li> <li>七地改良法に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業</li> <li>森林法に規定する保安施設事業</li> <li>河川法に規定する一般河川、二級河川の改良工事</li> <li>砂防法に規定する砂防工事</li> <li>道路法の都道府県道及び市町村道の新設又は改良</li> <li>水道法に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設</li> <li>義務教育普通学校施設費国庫負担法に規定する公立小中学校の統合による統合又は校内運動場の新築又は増築</li> <li>医療法に規定する診療所の新設又は改良</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育施設、児童福祉施設、消防施設に關する事業に要する経費に對する国の負担・補助の割合には特別がある。ただし、他の法令でより高い国の負担割合が定められている場合はこの限りでない (10条)</li> <li>公立小中学校の統合に伴い必要となった公立小中学校の教員・職員のための住宅の建築に要する経費に對して、国から補助がある (11条)</li> <li>活性化を図るために特に必要であると認められた事業に要する経費に對して、国は補助することのできる (11条)</li> <li>都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業 (14条)</li> <li>都道府県が行う幹線管渠等の設置に係る事業に要する経費については、当該都道府県が負担する (14条2)</li> <li>都道府県は、15条に規定する事業 (医療の確保) の実費費用を負担する (15条)</li> <li>都道府県は、老人福祉法に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住施設の整備費用に對し補助することのできる、さらに国も補助することのできる (17条)</li> <li>国は、高齢者の自主的活動等に資する集会所の建設に對し、費用の補助をすることのできる (18条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振興の緊急度が高い振興山村での振興計画に基づき、特に重要と認められるものについては、その円滑な実施が促進されるよう国は配慮する (10条)</li> <li>都道府県が行う基幹道路の新設及び改築に係る事業に要する経費については、当該都道府県が負担する (11条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎整備計画達成のための事業に對する地方債は、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をする (18条)</li> </ul>
地方債の特例	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>地産産業に係る事業、観光・レクリエーションに關する事業については、地方債によりその財源とすることのできる (12条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山村振興計画に基づいて行う事業に對する地方債は、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をする (18条)</li> </ul>	-
県代行制度	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹道路の新設及び改築については、他法令の規定に關わらず、都道府県計画に基づいて都道府県が行うことのできる (14条)</li> <li>公共下水道のうち幹線管渠等の設置については、下水道法の規定に關わらず、都道府県計画に基づいて都道府県が行うことのできる (14条2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹道路の新設及び改築については、他法令の規定に關わらず、山村振興計画に基づいて都道府県が行うことのできる (11条)</li> </ul>	-
受益者負担制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、受益者との協働により、その負担する経費の一部を受益者に負担させることのできる (12条)</li> <li>所得税、法人税の特例措置制度 (14条に基づく措置)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合における、買換えの課税の特例の適用がある (28条)</li> <li>製造の事業・旅館業の用に供する設備の新設・増設が雇用の増大に寄与すると認められた場合、その際に設置した機械及び装置並びに建物及びその付属設備は、特別償却が可能である (27条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画に基づいて設置した機械及び装置、建物及びその付属設備の特別償却 (13条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業計画に従って設置した基礎整備の特別償却 (15条)</li> </ul>
国税の特例	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置 (28条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税の不均一課税に伴う措置 (14条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方税の不均一課税に伴う措置 (16条)</li> </ul>
地方税の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税の不均一課税に伴う措置 (13条)</li> <li>特別土地保有税の非課税措置 (14条に基づく措置)</li> </ul>	-	-	-
その他の資金援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備事業に係る経費を負担する地方公共団体への国からの普通財産の譲渡 (10条)</li> <li>整備事業を実施するものへの国からの財政上及び金融上の援助 (11条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林漁業金融公庫または沖野振興開発金融公庫からの資金の貸付け (23条)</li> <li>住宅金融公庫または沖野振興開発金融公庫からの資金の貸付け (25条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅金融公庫からの資金の貸付け (16条)</li> <li>農林漁業金融公庫からの資金の貸付け (17条)</li> </ul>	-

参考表－１１ 過疎対策の変遷

[過疎地域対策緊急措置法 (昭和 45 年 4 月 24 日法律第 31 号) ]	[過疎地域振興特別措置法 (昭和 55 年 3 月 31 日法律第 19 号) ]
<p>○高度経済成長に伴う都市への人口移動による著しい人口減少による地域社会の崩壊に対して、<b>住民生活のナショナルミニマムを確保し、地域間の格差是正</b>を緊急に図る諸施策を講じる。</p>	<p>○産業構造が高度化する中で、過疎地域においては基盤整備の遅れ等から経済発展の波に乗ることができず、第 1 次産業の衰退、若者中心の人口流出が続いたため、<b>格差是正策としての性格を維持しつつ、高齢化対策等に重点を移しながら地域振興を支援する。</b></p>
<p><u>法の目的：</u> 人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準及び生産機能の維持が困難となっている地域について、緊急に生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別処置を講ずることにより、人口の過度の減少を防止するとともに、地域社会の基盤を強化し、住民福祉の向上と地域格差の是正に寄与すること。</p>	<p><u>法の目的：</u> 人口が著しく減少したことにより地域社会の機能が低下し、生活水準及び生産機能が他の地域に比較して低位にある地域について、生活環境、産業基盤等の整備に関する総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与すること。</p>
<p><b>[主な支援措置]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過疎地域振興計画の策定に基づく生活環境、産業基盤等の整備を図る各種過疎対策事業の実施</li> <li>・ 事業実施に必要な財政、行政、金融、税制上の特別措置、過疎債の発行</li> </ul>	<p><b>[主な支援措置]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政、行政、金融、税制上の特別措置の継承・医療確保に関する配慮規定の新設・老人福祉の増進に関する補助制度の規定の新設</li> <li>・ 小規模港における教育の充実に関する配慮規定の新設</li> <li>・ 中小企業に対する資金確保の規定の新設</li> </ul>
<p><u>過疎地域の要件：</u> <b>[人口要件]</b> 昭和 35 年～50 年の人口減少率 10%以上 (国勢調査の発表の度に追加公示)</p> <p><b>[財政力要件]</b> 昭和 41 年～43 年度の財政力指数 0.4 未満</p>	<p><u>過疎地域の要件：</u> <b>[人口要件]</b> 昭和 35 年～50 年の人口減少率 20%以上 (国勢調査の発表の度に追加公示)</p> <p><b>[財政力要件]</b> 昭和 51 年～53 年度の財政力指数 0.37 以下、公営競技収益 10 億円以下</p>

参考表－１１ 過疎対策の変遷（続き）

[過疎地域振興特別措置法 (平成2年3月31日法律第15号)]	[過疎地域自立促進特別措置法案]
<p>○過疎地域住民の誇りや意欲が減退していく「心の過疎」や、人口流出の結果著しい高齢化等地域社会の活力が失われた状態を「新たな過疎問題」と捉え、その克服を念頭に、産業経済振興対策に重点を置き、地域資源活用による地域の活性化支援施策を講じる。</p>	<p>○過疎地域の自立促進のための対策として、「起業の促進」、「過疎地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進すること」、「美しい景観の整備、地域文化の振興等を図ることにより、個性豊かな地域社会を形成すること」を目標とする。</p>
<p><u>法の目的：</u> 人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の活性化を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正に寄与すること。</p>	<p><u>法の目的：</u> 人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与すること。</p>
<p><u>[主な支援措置]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政、行政、金融、税制上の特別措置の継承・過疎債、基幹的市町村道等に係る都道府県代行整備事業等の拡充</li> <li>・高齢者生活福祉センター等の整備に係る規定の新設</li> <li>・平成3年公共下水道について都道府県の代行整備制度の創設</li> <li>・平成7年「市町村の合併の特例に関する法律」の改正に伴う特例の創設（合併前の過疎地域市町村の区域について過疎債の発行可）</li> </ul>	<p><u>[主な支援措置]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎債の対象に「高齢者の保健の向上又は増進を図るための施設」「地域文化の振興を図るための施設」を追加</li> <li>・情報の流通の円滑化及び通信体系の充実、地域文化の振興等に関する配慮規定を創設</li> <li>・税制上の特別措置として、原価償却の特例に新たにソフトウェア業を追加</li> <li>・過疎地域を含む市町村合併の場合、新市町村のうち該当区域を過疎地域とみなして新法の適用</li> <li>・現行法による過疎地域のうち、新法の要件に該当しない市町村への5年間の経過措置</li> </ul>
<p><u>過疎地域の要件：</u></p> <p><u>[人口要件]</u></p> <p>①昭和35年～60年の人口減少率25%以上</p> <p>②昭和35年～60年の人口減少率20%以上かつ昭和60年における65歳以上の人口の比率が16%以上または15歳以上30歳未満の人口の比率が16%以下（国勢調査の発表の度に追加公示）</p> <p><u>[財政力要件]</u></p> <p>昭和61～63年度の財政力指数が0.44以下、公営競技収益10億円以下</p>	<p><u>過疎地域の要件：</u></p> <p><u>[人口要件]</u></p> <p>①昭和35年～平成7年の人口減少率30%以上</p> <p>②昭和35年～平成7年の人口減少率25%以上かつ65歳以上の人口の比率が24%以上または15歳以上30歳未満の人口の比率が15%以下</p> <p>（ただし①②の場合、昭和45年～平成7年で10%以上人口増加している団体は除く）</p> <p>③昭和45年～平成7年の人口減少率19%以上</p> <p><u>[財政力要件]</u></p> <p>平成8～10年度の財政力指数が0.42以下、公営競技収益13億円以下</p>

参考表－１２ 山村対策の変遷

年 次	制定・改正の主な内容
昭和４０年５月	山村振興法の公布・施行
５０年３月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の有効期限の１０年間の延長</li> <li>・基幹的道路の都道府県代行制度の追加（法１１条１項）</li> <li>・各種配慮規定を追加 （医療の確保：法１４条、地域文化の保存：法１５条等）</li> </ul>
５３年５月	「山村振興対策審議会」の廃止と、「国土審議会山村振興対策特別委員会」の新たな設置
５３年７月	農林省の農林水産省への改称に伴う改正
６０年３月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の有効期限の１０年間の延長</li> <li>・特に自然的、経済的、社会的条件に恵まれず、産業基盤及び生活基盤の整備程度が著しく低く、振興の緊急度が高い振興山村の山村振興計画に基づく重要な事業の実施が促進されるよう配慮する旨の規定の追加（法１０条２項）</li> </ul>
平成 ２年３月	農業漁業金融公庫資金の貸付の相手方に「農林漁業者の組織する法人」を、及び貸付対象事業に農林漁業者の共同利用施設の導入等「農林漁業の振興」のための事業を追加（法１７条）
３年３月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の目標に「山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等重要な役割を発揮させるための森林等の保全を図ること」を追加（法３条）</li> <li>・これら森林等の保全を推進するため、都道府県知事の認定を受けた森林・農用地等の保全に関する事業計画を持つ地方公共団体の出資に係る第３セクターが、認定計画に従い保全事業等の用に供するための機械、装置、建物、敷地等を取得した場合、税制等の支援措置が受けられる旨の規定を追加</li> </ul>
平成 ７年３月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法の有効期限の１０年間の延長</li> <li>・都道府県知事の認定を受けた森林・農用地等の保全に関する事業計画を持つ地方公共団体の出資に係る第３セクターが実施する保全事業等として、森林施業に関する研修及び都市との地域間交流に関する事業を追加（法１２条１項）</li> <li>・各種の配慮規定を追加 <ul style="list-style-type: none"> <li>－情報の流通の円滑化及び通信体系の充実</li> <li>－高齢者の福祉の増進</li> <li>－地域文化の振興等</li> </ul> </li> </ul>

参考表-1.3 水道料金を活用した水源保全の事例(1)

自治体	目的・背景	経緯	金額	管理主体	活用方法・内容	成果
神奈川県 相模川 水源の森づくり	水源地域の森林が公益的機能を発揮できよう健全な森林づくりをおこなうことを目的とする。	平成9年度から事業化条例はなく、負担金のみで神奈川県営水道企業体の協力を得ている。現在、他の市などの公営水道企業体の協力を求めている。	平成9年の水道料金の値上げ分に約25円/戸・月の負担金が算入されている。		相模川、酒匂川水系の上流55,000haの地域の森林所有者に対し以下の4つの手法で水源林の保全への参加を呼びかける。 協力協約：事業に協力する森林所有者に対し補助金など支援を行う。 水源分取林：県が所有者から森林を預かり管理を行う。 水源整備協定：県が賃貸料を払って所有者から森林を借り上げ管理。買い取り(立木、土地および立木)：県が立木もしくは森林を買い取る。	
神奈川県清川村 111円運動	森林・水資源の保全・育成 住民への普及啓発	H8年度年6月～ 概ね10カ年度 条例はなく、村簡易水道特別会計から拠出している。 H8年6月条例制定	村簡易水道事業特別会計の水道給水量1tに当たり1円を拠出 年間50～60万円 町の水道使用量1㎡につき1円を一般会計より特別会計へ積み立てる。 月約9万5千円 (実際には変動あり) 募金も集めている	森林保全： 建設水道課 イベント： 産業観光課 林業課	森林管理事業：森林組合に補助金を出し、間伐、投打等実施してもらう。 イベント：親子で参加する森林体験教室などを実施。 水源保全の取り組みについてはまだこれから。基金を積み立てていく。	
静岡県水窪町 水源の森づくり基金	水窪町では自然林を「水源の森」として町の管理で後世に残すこととし、またPRR活動としてH7年度から「水源の森植樹祭」を行ってきた。このような森林に対する気運の高まりを受け、森林整備の推進体制をつくるべく「水源の森基金」を創設することとした。	H5年9月、豊田市水道事業協議会が基金の創設を提案H5年12月市議会 で条例を議決H6年4月基金スタート	1㎡あたり1円相当額を水道料金に上乗せする。月に約390万円、年約4,600万円が基金に積み立てられる。		具体的な保全事業が決まるまで積み立てられる。 市民は水道水源保全基金を好意的に受け止めており、特に上流地域の住民や行政からの期待は大きい。	
福岡市 福岡市水道水源かん養事業基金	福岡市は地理的に水資源に恵まれず、本市関連のダム開発等が広く市域を越えて行われている。水源地域では、林業を取り巻く状況の変化により森林整備に支障をきたし、将来安定した水源確保が困難になることが懸念されるため、本市の水道水を将来にわたって良質な状態で安定的に確保すること、市民が水の大切さや、水源地对する認識をさらに深めることを目的に、福岡市の一般財源と、福岡市民の水道料金により、新たに基金を設け、積極的に、水源かん養機能を向上させるための水源林の造成整備事業、水源地域の活性化事業、植樹祭等上下流交流事業等を水源地域と協力して行う。	H9年4月1日条例を施行し、基金を設け H9年8月基金運営委員会設立	目標積立額：15億円(水道料金調定の基礎となる使用水量約1億5千万㎡/年×1円/㎡×10年) 基金は水道料金調定の基礎となる使用水量1㎡につき、1円(水道事業、一般会計、各々50%)を積み立てる。	福岡市水道水源かん養事業基金運営委員会	・水源林の造成整備事業 ・水源地域の活性化事業 ・上下流交流事業 水源林の用地取得などの事業を予定	具体的な事業の内容については運営委員会で協議中。

参考表一 1.3 水道料金を活用した水源保全の事例(2)

自治体	目的・背景	経緯	金額	管理主体	活用方法・内容	成果
<p>[参考] 東京都水道局</p>	<p>多摩川の上流域にあり、山梨県塩山市、同県丹波山村、同県小菅村及び東京都奥多摩郡に広がる21,624haの森林を東京都は、水道水源林として所有しており、その管理を東京都水道局が行っている。</p>	<p>明治維新後、幕府が所有し良好な管理が行われていた多摩川上流の水源地が、官有林となるとともに荒廃が進んだ。このため、東京府が明治34年にこの森林を譲り受け、水源林として管理を始めた。以降、東京市、東京都の所有となった。昭和31年に小内ダム建設時に買収した森林を加え、現在の21,624haとなった。平成2年に水道水源林を管理する組織として、水道局水源管理事務所へ改組され現在に至っている。</p>	<p>(1) 信託財産 10億1,000万円 内訳 横浜市10億円、 道志村1,000万円 (2) 助成金 平成9年度の基金から の助成金額1,000万円 平成10年度1,100万円 平成11年度1,200万円</p>	<p>東京都水道局水源管理事務所</p>	<p>水源林は羽村取水場の上流の多摩川流域面積48,766haのうち44%を占めている。水道水源林の大部分は保安林、国立公園の指定を受けるとともに、水道水源林管理計画に基づいた基本方針によって、厳しい森林管理を行い水源かん養機能を高めるため、60～70年生の人工林を中心とした複相林化が進められている。</p>	<p>水道水源林として取得して以来、植林、森林の管理が進められ、当初は無立木地もあつたが、現在では良好な森林が維持・管理されている。</p>
<p>神奈川県横浜市 道志水源基金</p>	<p>山梨県道志村における自然環境の保全及び社会生活基盤の向上に資する事業に対し助成を行い、水源地の保全、地域の振興及び地域住民の福祉向上に寄与すること。</p>	<p>道志川は、明治30年に横浜市の水道水源として取水開始。大正5年、山梨県から道志村面積の1/3以上に及ぶ恩賜国有林2,780haを買収した。 平成3年の第8期経営案の変更において、これまでの经营理念であった予定調和(水源かん養機能と林産物を生産する経済的機能は両立可能)の考えを変更し、水源かん養機能を最重要視する経営方針に転換。この変更は、木材売却価格の低迷等による採算性の悪化という状況の変化や、横浜市のゴルフ場見直し要請に対し、一部の村氏やマスコミから水源かん養林での木材伐採に対する批判があつたことなどを背景に、水源かん養林の位置づけを時代に即して見直したことに起因している。 平成7年、道志村が地域振興に取組む際に長期にわたる安定した資金援助を行うための基金を設立することと合意。平成8年度に横浜市議会で議決成立した。 平成9年、正式に「公益信託 道志水源基金」としてスタートした。</p>	<p>(1) クリーンキャンペーン事業 (2) ゴミ収集所設置事業</p> <p>生活基盤向上に資する活動事業</p> <p>交流促進施設整備事業 道志水源の森国際音楽祭 商工会講習会等特別事業 登山道遊歩道整備 生活基盤整備</p> <p>助成対象者、対象事業は、事務局が広報紙によって公募し、希望者が申請する。</p>	<p>受託者となる信託銀行に資金の管理や運用、運営を任せることとなるが、公平で公益目的に沿った運営を確保するため、基金に設けられた運営委員会がどの事業に助成するかなど重要事項の判断を行う。 運営面のチェックは、信託管理人と監督官庁の山梨県が行う。</p>	<p>1. 自然環境保全活動事業 (1) クリーンキャンペーン事業 (2) ゴミ収集所設置事業</p> <p>2. 生活基盤向上に資する活動事業 (1) 交流促進施設整備事業 (2) 道志水源の森国際音楽祭 (3) 商工会講習会等特別事業 (4) 登山道遊歩道整備 (5) 生活基盤整備</p> <p>横浜市では、「水源林の維持・管理」に対する財源は別に確保されており、「道志水源基金」は水源地域である道志村の自然環境の保全及び社会生活基盤の向上を図るための手当てとして位置づけられている。</p>	<p>道志水源基金助成金給付対象事業)では、児童生徒による環境教室、道の駅(生産物販売所等施設)整備、道志水源の森国際音楽祭(和太鼓による国際交流)などがある。</p> <p>横浜市では、「水源林の維持・管理」に対する財源は別に確保されており、「道志水源基金」は水源地域である道志村の自然環境の保全及び社会生活基盤の向上を図るための手当てとして位置づけられている。</p>



参考表－１４ 体験学習に関する文部省を中心とする取り組みの状況  
(全国子どもプラン)

子どもの体験学習に関しては、各省庁が文部省と連携して進めており、主なものを以下に示す。

実施事業名	事業の概要
子どもセンターの全国展開	親や子ども達の体験活動を促進するための、地域の様々な情報を収集提供する組織で、ボランティアなどの協力を得て運営するものである。
衛星通信利用による「子ども放送局」	通信衛星を利用して、全国の公民館、図書館、博物館教室開放を行っている学校等で、スポーツ選手などのヒーロー・ヒロインや一流の科学者などが子ども達に直接語り掛けるなど、子ども達に夢と希望を与える番組を提供するためのものである。
子ども地域活動促進事業	様々な地域活動機会の提供を行うほか、他省庁との連携のもとで、水辺での活動など、魅力的な体験活動を行うためのものである。
子ども長期自然体験村の設置 (農林水産省連携)	自然体験の機会を形成するために、地域の青少年団体などの代表や農家などによる地域の実行委員会の申請により、全国 50 箇所を指定し、活動に必要な経費を支援するためのものである。
「子どもパークレンジャー」事業 (環境庁連携)	国立公園管理官やパークボランティアの協力のもとに、子ども達に環境保全活動や利用者の啓発活動等の体験活動を行うためのものである。
「子どもインターンシップ」事業 (通商産業省中小企業庁連携)	働くことの大切さを体験する機会を形成し、子どものしつけや豊かな心を育む機会を提供するためのものである。
森林から学ぼう「森の子くらぶ」活動 (林野庁連携)	子ども達の「生きる力」をはぐくむため、森林と出会い、森林に興味を持ちながら様々な体験活動を行う機会を提供するためのものである。
「子どもの水辺」再発見プロジェクト (建設省、環境庁連携)	河川部局、環境部局、教育委員会が連携して、水辺を調査し、「子どもの水辺」として選定し、市民への情報提供や水辺の整備を行うことにより、子ども達による利用を促進するためのものである。
「あぜ道とせせらぎ」づくりプロジェクト (農林水産省連携)	自然環境豊かな水路等を利用した豊かな遊びの体験を行うことができるよう、必要な整備や体制づくりを行い、もって子ども達が農村の自然の遊びに親しむとともに、農業に対する理解を深めるためのものである。
子ども科学・ものづくり教室の全国展開 (科学技術庁連携)	土曜日を中心に、子どもを対象とした科学・ものづくり教室を全国的に展開する支援を行うためのものである。

参考表－15 水源地域における体験学習の実施事例（1）

地域	団体名称	体験学習の取り組み内容
北海道		
	いぶり雑木林懇話会「お・こ・もり広場」	育林体験（伐採、運搬など）、ネイチャーゲーム、クラフト など
	NPO法人 水環境北海道	水質調査、自然観察、カヤック・カヌー教室、記念植樹 など リバースクール「千歳川・かわ塾」グリーン&リバーマスター養成講座
	北ぐにの森づくりサークル	植林、育林体験（ポットづくり、播種、育苗管理、現地植栽 など）
東北		
	NPO法人 ひたかみ水の里	リバーマスター（自然を遊び場として活動できる2泊3日の川の楽校）、めだかっこクラブ（流域の子どもたちが川で遊び交流する体験） など
	秋田県 合川町教育委員会	林業体験（下草刈り、枝打ち、間伐、いかだづくり）、農業体験 など 山村留学、子ども長期自然体験村
	秋田県 大湯村教育委員会	近代農業の勤労体験、動植物の観察、田園体験 など 子ども長期自然体験村
	秋田県 矢島町教育委員会	川下り、水中生物の観察、登山、ホタル観察、星座観察 など 子ども長期自然体験村
関東		
	栃木県 馬頭町立馬頭東中学校	植林 など 緑の少年団活動
	榛名まちづくりネット	農業体験、農産物加工、林業体験、木工、ネイチャーゲーム など 子ども長期自然体験村
	NPO法人 JUON NETWORK（樹恩ネットワーク）	林業体験（間伐、下草刈り）、山歩き、農産物加工、農作業体験 など 林業体験プログラム「森林の楽校（もりのがっこう）」
	みずとみどり研究会	源流探検、植林、下草刈り、田植え、稲刈り、水遊び、川下り など
	横浜市水道局	森林作業（下草刈り、枝打ち、間伐）、丸太切り競争、河川清掃 など 親子森林作業体験教室、横浜ロータリークラブの森林作業
	大岡川 Fun Club	生き物調査、工作 など
	桂川・相模川流域ネットワーク	水質のチェック、自然観察、フィールドマップづくり など 「川の達人講座」
中部		
	信濃川ファンクラブ	Eボート大会、自然観察、源流視察、水質調査 など
	新潟県 松之山町教育委員会	源流探検、ホタルの観察、ハイキング など
	富山県 立山町教育委員会	畑仕事、炭焼き、しいたけ原木づくり、薪割り など 子ども長期自然体験村
	福井県 今庄町教育委員会	植林、谷川での水遊び、キャンプ など 学校林、子ども長期自然体験村
	岐阜県 馬瀬村	鮎釣り教室、山案内、炭焼き など 「川のインストラクター」養成講座
	岐阜県 串原村	下草刈り、椎茸菌打ち作業 など
	穂の国森づくりの会	林業体験（間伐、枝打ち、植林、下草刈りなど）、キャンプ など
	愛知県 半田市	ダム見学、下草刈り、木工教室、星空見学、キャンプ など
	山梨県 長坂町	工作、下草刈り、炭焼き教室、植林、ネイチャーゲーム など
	長野県 飯田市	農業体験、田舎料理体験、登山、ラフティング、カヌー、草木染め など グリーンツーリズム、子ども長期自然体験村
	(財)育てる会 八坂美麻学園	キャンプ、農業体験、自然研究、登山、ナイトハイク、竹細工 など 子ども長期自然体験村
	長野県 木島平村	子ども長期自然体験村
近畿		
	八尾自然保護の会	自然教室、探鳥会、植物観察会、ハイキング道の草刈り など
	滋賀県森林センター	草刈り、間伐、枝打ち、散策、炭焼き、植林、クラフト など おうみ・もりの体験セミナー（初級コース、中級コース、上級コース）
	おいしい水採検隊実行委員会	鱒つかみ体験、ハリヨ・バイカモの観察、豆腐づくり など
	和歌山県 本宮町	林業体験（下刈り、間伐作業）、古道散策 など 山の神・汗かきツアー（対象者は女性に限る）
中国		
	岡山県 大佐町	子どもたちがゆく冒険アースボートの旅（大型のカヌーで源流地域と下流域の子どもたちが力を合わせて高梁川を下る）
	鳥取県林務課	枝打ち、下刈り、伐採、木登り、炭焼き、ログハウスづくり など
	鳥取県 岩美町教育委員会	キャンプ、自然散策、魚とり など
	NPO法人 斐伊川流域環境ネットワーク（斐伊川くらぶ）	炭焼き体験、有機無農薬農業の手伝い、森林ボランティア体験 など
	鳥根県 浜田市	川遊び、うなぎつり、いかだづくり、水質検査 など 子ども長期自然体験村

参考表－１５ 水源地域における体験学習の実施事例（２）

地域	団体名称	体験学習の取り組み内容
広島県	広島市環境企画課	自然観察会、水質調査、水生生物調査 など 環境教育指導者養成講座
広島県	広島市水道局	ダム見学、植林、沢登り、ホタル観察、水質実験 など
山口県	徳山市教育委員会	自然観察、河川の水質調査、ネイチャーゲーム、農業体験 など 子ども長期自然体験村
四国		
	どんぐり銀行事務局（香川県農林水産部内）	地帯え、植栽、下刈手入れ、除間伐、枝打ち、登山、自然観察 など どんぐり銀行早明浦交流プロジェクト
	ODAの木協会 環境教育事業部「森の学校」	山仕事体験（林業）、キャンプ、溪流釣り、川下り、飯盒炊飯 など
高知県	物部村	キャンプ、川遊び、魚つかみ、星空観察、植樹、下草刈り、間伐 など
高知県	東津野村教育委員会	木工、炭木切り出し、窯入れ、炭俵づくり、農家の手伝い など 子ども長期自然体験村
九州		
	財団法人 福岡YMCA	森林整備（植樹、枝打ち、つる切り、下草刈り）、森林教室 など
長崎県	大村市教育委員会	登山、自然観察会、農業体験、そば栽培・そば道場、炭焼き など とりかぶと自然学校、子ども長期自然体験村
大分県	玖珠町	木工、ナイトハイク、カヌー体験、そば打ち体験 など 子ども長期自然体験村
熊本県	玉名市（菊池川流域同盟事務局）	植樹 など

参考図－４ 水源地域における体験学習の実施事例の位置図

